

香肌奥伊勢資源化広域連合のごみの分別方法（令和8年度版）

◎分別区分

可燃ごみ (燃えるごみ)	紙類、布類、革製品、生ごみ 等
-----------------	-----------------

燃えるごみの指定ごみ袋を使用（多気町の旧指定ごみ袋も使用可能）

缶類 (資源ごみ)	飲料、缶づめ、菓子缶、オイル缶、塗料缶 (一斗缶より小さい缶)
ビン類 (資源ごみ)	飲料、食品、飲み薬等の飲食用のもの 乳白色を除く化粧品のビン
不燃類 (資源ごみ)	金属類、小型家電、ガラス類、陶器類、飲食以外のビン、割れたビン、 電球 等
ペットボトル (資源ごみ)	飲食用でPETマークが付いたボトル

容量45ℓまでの透明または半透明のごみ袋を使用

(これまでの資源ごみ指定袋や多気町の旧指定ごみ袋も使用可能)

※事業所の場合、ペットボトルを除く容器包装プラスチックは分別義務がありません。

有害ごみ	電池、スプレー缶、ライター類・点火棒
------	--------------------

袋の指定なし（電池、スプレー缶、ライター類毎に別々にしてください。）

！ 缶類、ビン類、ペットボトルは、ビニール袋などにごみを入れ、その袋を指定ごみ袋の中に入れる「二重袋」にしないようにしてください。

◎処理できないごみ

産業廃棄物に該当するもの、指定ごみ袋に入らない粗大ごみ、水銀（蛍光灯等）、廃油、注射器等の医療廃棄物、劇薬、火薬、消火器等のボンベ類、土、砂、動物の死骸 等

※搬入時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後4時になりますので、お昼前は午前11時45分、夕方は午後3時45分頃にはお越しく下さい。

※ごみ処理手数料 10kgにつき150円

問い合わせ先：香肌奥伊勢資源化プラザ ☎0598-49-4311

可燃ごみ (燃えるごみの指定ごみ袋に入るもの)



紙類



布類



皮革類



生ごみ



草木

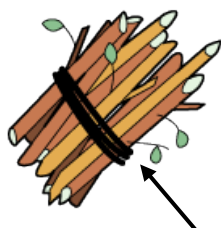
! 機密書類等はシュレッダー処理を勧めます。



金属等の不燃物は絶対入れないこと!



面積の大きいものは1 m四方以下に、長いものは50 cm以下に切って出してください。
(例)ブルーシート等は1 m四方以下、ロープ等は50 cm以下に切断。



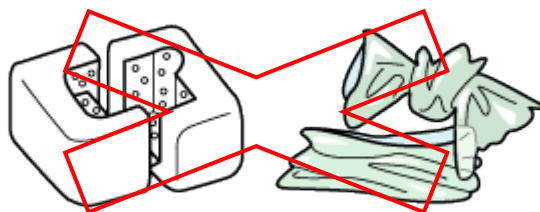
剪定枝は太さ3 cmまでのものに
限ります。

! 縛らずにバラにして可燃ごみの袋に入れてください。

※多気町美化センターへは、そのままの状態で搬入することができます!
(多気町相可 1909 番地2 ☎0598-38-3776)

【発砲スチロールや梱包系のビニール、農業用ビニールシート等の扱い】

産業廃棄物に該当するので、これらのものは混入しないようお願いします。



資源ごみ① 缶類 (容量45ℓ までの透明または半透明のごみ袋を使用)

! 二重袋禁止

! 袋に事業所名を記入してください。



飲料缶



缶づめの缶



菓子缶

(菓子缶はふたも缶)



食用油の缶

ふたを取って、
中身を出し、水
洗いしてくださ
い。

一斗缶より小さい缶は缶類になります。



オイルの缶



塗料缶

中身を空にして、乾かしてから出し
てください。塗料缶は色が付着して
いる程度なら大丈夫です。

資源ごみ② ビン類 (容量45ℓ までの透明または半透明ごみの指定ごみ袋を使用)

! 二重袋禁止

! 袋に事業所名を記入してください。



飲料ビン



食品のビン



食用油、調味料のビン

ふたを取って、
中身を出し、水
洗いして出して
ください。

飲食用のビンの他に化粧品のビン(乳白色を除く)も
ビン類に分別してもかまいません。

【ビン類を出すときの注意点】

- ・ビン類として出せるビンは飲食用のものに限ります。よって、栄養剤や飲み薬のビンもビン類になります。
- ・ふたは不燃類に分別してください。
- ・化粧品のビン(乳白色を除く)もビン類に分別して頂いてもかまいません。

資源ごみ③ 不燃類 (容量45ℓ までの透明または半透明のごみ袋を使用)

【小型家電・金属類】

! 袋に事業所名を記入してください。



アルミはく



一斗缶



金属を含んだもの
(電池は抜いて有害ごみで)



電球、LED 球

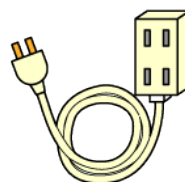


刃物
(鋭利なものは紙等に包む)



小型家電

(コードは切らずにそのまま)



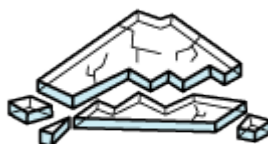
電気コード

! 家電は分解しないようにしてください。

【ガラス・陶器類】



ガラス、陶器の食器類、
植木鉢



資源ごみの指定
ごみ袋に入るガラス



飲食用以外のビン
(中身は空に)

【不燃類を出すときの注意点】

- ・傘はビニール部分を外してください。指定ごみ袋からはみ出してもかまいません。
- ・小型家電・金属類とガラス・陶器類は処理方法が違うので、なるべく別にしてください。

出し方の一例として、レジ袋等にガラス・陶器類を入れ、小型家電・金属類が入った指定ごみ袋の中に、一緒に入れて頂いてもかまいません。



ビニールは取って
可燃ごみに

資源ごみ④ ペットボトル (容量450 までの透明または半透明のごみ袋を使用)



！ 袋に事業所名を記入してください。

！ 二重袋禁止

飲食用のもので、上記のマークが入った
ボトル状のものがペットボトルになりま
す。

ふたを取って、中身を出し、水洗い
してください。

【ペットボトルとして分別できないもの】

- ・切断されたものやマジック等でボトル本体にペイントされているもの
- ・「PET」マークがある卵のパックやゼリーの容器やプラスチック容器
- ・ふたは可燃ごみに分別してください。

有害ごみ (袋の指定なし)



！ 袋に事業所名を記入してください。

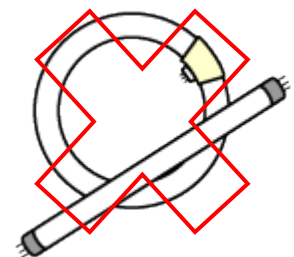
！ それぞれ品目別に分けて出しましょう。

【有害ごみを出すときの注意点】

- ・電球は水銀が入っていないので、不燃類になります。
- ・スプレー缶は穴を開けずに、使い切ってください。ふたは着けたままでかまいません。万が一穴を開けてしまっても、有害ごみに分別してください。
- ・ライター類は使い切ってください。

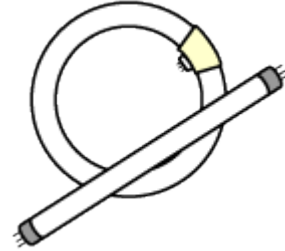
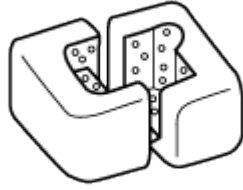
【水銀含有物は産業廃棄物】

蛍光灯や水銀式の血圧計等、水銀を含んでいる廃棄物は産業廃棄物になりますので、専門の事業所にご相談ください。



取り扱いできないごみ

①産業廃棄物に該当する物の例



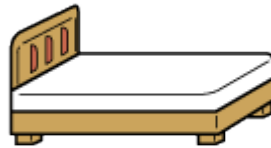
発砲スチロールや梱包系のビニール等

蛍光灯等の水銀含有物

その他機械部品等

※水銀が含まれている物については
野村興産(株)ヤマト環境センター
☎0745-84-2821
にお問い合わせください。

②指定ごみ袋に入らない粗大ごみ



③バッテリー、オイル、劇薬、注射器、消火器



購入元の販売店等にご相談ください。
消火器はメーカーや郵便局でも回収システムがあります。

④土、砂、動物の死骸

※その他取り扱いできない物もあるかもしれませんので、分別の際に迷われた場合はお問い合わせください。